

台東区独自の除染基準を求めることについての陳情

[ 陳情の理由 ]

福島第一原子力発電所の事故の影響により、台東区にも多量の放射性物質が降り注ぎ、私たちの生活環境も大きく変化してしまいました。

目には見えず、臭いも味もない放射性物質は、雨で下水に流れても汚泥の中に、風で吹き溜まれば街角の隅や側溝に、事故から 10 か月経った今でも、消えてなくなることはありません。

昨年 10 月 18 日に測定した浅草小学校の職員室裏ウサギ小屋の雨どい下で、高さ 5 cm で 0.88  $\mu$ sv/h を計測、教育委員会は、清掃をし 0.14  $\mu$ sv/h になりました。

<http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/bosai/kinkyujoho/hoshasen/uekomihousyasen.html>

この清掃をした理由は、教育委員会（台東区）が明文化していない除染基準にしたがって 0.88  $\mu$ sv/h では高いと判断したからと思われませんが、明文化していない台東区の除染基準をはっきりと規定していただきたいです。

除染の基準がないと、台東区はどのぐらいの汚染で除染する必要があると考えているかわかりません。除染基準があれば、放射能汚染を心配する区民が気になる箇所を測定し、区に通報する目安になります。小さい子供たちは未来の台東区を担う大事な区民です。その子供たちが安心して暮らせるよう、以下の事を要望いたします。

[ 陳情事項 ]

以下、2 項目について要望します。

1. 区は、台東区独自の除染基準を設定する事（注 1）
2. 区は、区民の通報などにより高い数値が測定された時には、その基準に従って除染をする事
3. 区は、除染対応を天地換え（中の土と表面の土の入れ替え）ではなく、より安全と思われる、土の除去をする事
4. 区は、区民の通報による高い放射線量を計測した場所と、区が対応した経緯を、区の HP などで公開する事（注 2）

（注 1）足立区の除染基準

地上 50 センチメートルで 0.25 マイクロシーベルト / 時以上の場所については、清掃、土の除去等の低減対応を実施する。

1 マイクロシーベルト / 時を超えた場所については、優先的に緊急対応を実施する。

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/010/d00400045.html>

（注 2）

高い放射線量はどのような場所であるのか区民に公開することで、区民の今後の生活の参考にできる。

（台東区子ども守る会で通報した富士小学校外の植え込みと、竜泉の側溝の値と区への対応は未公開）

以上

平成24年2月2日

台東区議会議長

青柳雅之殿